

○静岡市議会政務活動費の交付に関する規則

平成15年4月1日

規則第10号

改正 平成17年3月15日規則第22号

平成18年3月24日規則第137号

平成25年2月28日規則第3号

(題名改称)

平成30年3月30日規則第20号

令和3年8月31日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成15年静岡市条例第12号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則3・一部改正)

(交付の申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度市長が定める日までに(新たに会派が結成されたときは、その都度)政務活動費交付申請書(様式第1号)を議長を經由して市長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに政務活動費交付変更申請書(様式第2号)を議長を經由して市長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに会派解散届(様式第3号)を議長を經由して市長に提出しなければならない。

(平25規則3・一部改正)

(交付の決定)

第3条 市長は、前条の規定による交付申請(変更の申請を含む。)があったときは、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、交付額を決定し、政務活動費交付決定通知書(様式第4号)を議長を經由して当該会派の代表者に送付するものとする。

(平25規則3・一部改正)

(交付の請求)

第4条 会派の代表者は、条例第4条の規定により交付することとなる月の5日(第5条及び第6条の規定に基づき交付する場合においては、市長が別に定める日)までに当該四半期に

属する月分の政務活動費に係る請求書を議長を経由して市長に提出するものとする。

(平17規則22・旧第5条繰上、平18規則137・平25規則3・一部改正)

(政務活動費の交付)

第5条 市長は、前条の規定による政務活動費の交付請求があったときは、速やかにこれを交付するものとする。

(平17規則22・旧第6条繰上、平25規則3・一部改正)

(収支報告書)

第6条 条例第9条第1項に規定する政務活動費の収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第5号)とする。

(平17規則22・旧第8条繰上・一部改正、平25規則3・旧第7条繰上・一部改正)

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第9条第1項の規定により前条の収支報告書が議長に提出されたときは、当該報告書の写しを市長に送付するものとする。

(平17規則22・旧第9条繰上、平25規則3・旧第8条繰上)

(経理)

第8条 政務活動費は、次に掲げる方法により経理しなければならない。

- (1) 支出決定は、会派の代表者が行うこと。
- (2) 出納は、経理責任者が会派の代表者が発行する収入支出伝票により行うこと。
- (3) 支出に当たっては、領収書を徴すること。ただし、やむを得ない理由により領収書の徴収ができないものについては、会派の代表者が発行する支払証明書をもって代えることができる。
- (4) 経理責任者は、政務活動費専用の預金口座及び会計帳簿を備えること。

(平17規則22・旧第10条繰上、平25規則3・旧第9条繰上・一部改正)

(会計帳簿等の整理)

第9条 経理責任者は、政務活動費の収入及び支出について会計帳簿を作成するとともに、証拠書類を整理しておかなければならない。

(平17規則22・旧第11条繰上、平25規則3・旧第10条繰上・一部改正)

(収支報告書等の整理期間)

第10条 条例第10条第2項ただし書の市規則で定める期間は、収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して60日を経過した日までとする。

(平17規則22・旧第12条繰上、平25規則3・旧第11条繰上、平30規則20・一部改正)

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則22・旧第13条繰上、平25規則3・旧第12条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市議会政務調査費の交付に関する規則(平成13年静岡市規則第16号)又は清水市議会政務調査費の交付に関する規程(平成13年清水市議会規程第2号。次項において、これらを「合併前の規則等」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の静岡市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年静岡市条例第28号)又は清水市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年清水市条例第23号)の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等については、なお合併前の規則等の例による。

附 則(平成17年3月15日規則第22号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規則第137号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市議会政務活動費の交付に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務活動費及び静岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成25年静岡市条例第3号)附則第3項の規定により政務活動費とみなされるもの(以下「みなし政務活動費」という。)について適用し、施行日の前日までに交付された政務調査費(みなし政務活動費を除く。)については、なお従前の例による。

- 3 みなし政務活動費に関し施行日の前日までに改正前の静岡市議会政務調査費の交付に関する規則の規定によりなされた手続は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月30日規則第20号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

政務活動費交付申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長
(静岡市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名

静岡市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請
します。

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日

3 代 表 者 名

4 経 理 責 任 者 名

5 所 属 議 員 数(名簿別紙) 人

6 交 付 申 請 額(年額) 円

様式第2号(第2条関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長
(静岡市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名

静岡市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請
します。

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数 (名簿別紙)	人	人	
交 付 申 請 額	円	円	

様式第3号(第2条関係)

会 派 解 散 届

年 月 日

(宛先)静岡市長
(静岡市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名

静岡市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり届け
出ます。

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第4号(第3条関係)

政務活動費交付決定通知書

第 号
年 月 日

会派代表者
様
(静岡市議会議長経由)

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった 年度政務活動費交付金については、
次のとおり交付決定したので、静岡市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定
により通知します。

1 年度政務活動費交付決定額(年額) 円

様式第5号（第6条関係）

（1枚目）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

（宛先）静岡市議会議長

会派名

代表者名

静岡市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、年度政務活動費収支報告書を提出します。

（注）金銭の支払に関する証拠書類を添付すること。

(2枚目)

年度政務活動費収支報告書

(年 月 日～ 年 月 日)

会派名

1 収入

科目	金額	備考
交付金	円	
雑収入	円	
収入合計	円	

2 支出

科目	金額	備考
調査研究費	円	
研修費	円	
広報広聴費	円	
要請・陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人件費	円	
事務所・事務費	円	
支出合計	円	

3 残額 _____ 円

様式第1号 (第2条関係)

(平17規則22・平18規則137・平25規則3・令3規則66・一部改正)

様式第2号 (第2条関係)

(平17規則22・平18規則137・平25規則3・令3規則66・一部改正)

様式第3号 (第2条関係)

(平17規則22・平25規則3・令3規則66・一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

(平25規則3・一部改正)

様式第5号 (第6条関係)

(平25規則3・全改、令3規則66・一部改正)